

# 働き方改革とは

## 労働時間の縛りが無くなる制度

最近よく耳にする「高プロ」皆さんはご存知ですか？  
正式には「高度プロフェッショナル制度」と言います。安倍政権は事あるごとに「働き方改革」と言って、労働者の為になる制度改革であると首相・大臣・閣僚等から発言がありますが、本当にそうなのでしょうか？

この制度の対象者には、労働時間等の規定について適用除外となる項目があります。

2019年4月1日から施行される働き方改革関連法には、1か月平均80時間までという時間外労働時間の規制がありますが、これは高プロ対象者には適用されません。もちろん、**現行法の1日8時間、1週40時間の大原則も適用されません。**

休憩もありません。会社は、普通の労働者に与える場合には45分、8時間を超える場合には1時間の休憩を与えなければいけません。高プロ対象の労働者には会社は休憩を与える義務はありません。残業代も支払う必要がありません。他にも休日の付与や各種、割増賃金についても適用除外となります。

## あなたも「高プロ」の対象者に

この制度の対象は年収1000万円前後の労働者とされていますが、対象は段階的に拡大していくことが予想されます。**経団連は年収400万円を超えれば対象にしたいと考えています。**

**過去には「労働者派遣法」という、制度導入後に段階的に対象が拡大した事例があります。**86年に作られたこの法律では当初、特筆する13業務に限って、労働者の派遣を認めていました。99年には業種が原則自由となり、その後、禁止業務に指定されていた製造業や、医療機関の一部についても派遣労働が解禁されました。

一度制度が導入されてしまえばどこまで対象が拡大されるかわかりません。

**決して対岸の火事とは思わないで下さい。**

高プロとは名ばかりで良いように使われる、労働者酷使の制度だね。



国労では様々な学習をしています。一緒に学習しませんか？



若い力

第 104 号

2018年 10月 15日

発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号

ニッコーハイツ1003号

JR 092-2075

NTT092-483-1515